

イラク社会の変容とイクター制

佐藤次高

I はじめに

1 問題の所在

イスラム史におけるイクター制の成立問題について、私は先に「イクター制成立史の研究」(『イスラム世界』第12号, 1977年)と題する論稿を発表し、ブワイフ朝政府によるその施行の状況やイクター保有の実態について具体的な分析を試みた。主な結論を要約すれば、第1は、Mu'izz al-Dawla によるイクター制の施行は334年 Sha'bān 月(946年3月)であったが、この時イクターを授与されたのは、トルコ軍人とダイラム人の高官であり、下級のダイラム人兵士には俸給だけが支払われたことである。第2は、イクター授与の具体例を調べてみると、政府はその授与によって地方の実力者や反乱の指導者をブワイフ朝体制に組み込もうとしていたことが明らかであり、したがってイクターの授与は国家秩序の形成にも重要な役割を果たしていたことである。そして第3は、ブワイフ朝時代の中期以後、イクター保有を基礎にして国家から保護料の徴収権を与えられたワーリーが登場し、すでに私的な保護権を獲得していたイクター保有者と対立するようになったことである。

このような分析によって、イラクのイクター制の二、三の側面は明らかになったと思われるが、その考察の中心はあくまで国家とイクター保有者との関係におかれていた。そこで本稿では、イクター保有者と農民との関係に注目し、軍人によってどのようなイクターの管理と支配が行なわれたのか、またそれがイラクの農村社会あるいは都市と農村を含む地方社会にどのような影響をもたらしたのかを検討してみることにしたい。それによって、転換期であるとされる10~11世紀のイラク社会に、い

かなる変化がもたらされたのかを確かめることが当面のねらいである。

ブワイフ朝時代のイラク社会については、前稿でも指摘したように、A.A. al-Dūrī や Cl. Cahen などの研究者によってすでに何篇かの論文が発表されている⁽¹⁾。しかし、それらはいずれも断片的な記述に終始し、史料の中心である Miskawayh の文章を全体的に、しかも厳密に解読した研究であるとはいい難い。‘Aḡud al-Dawla に書記として仕えた Miskawayh (421/1030年没) は Mu‘izz al-Dawla によるイクター制の施行をかなり批判的に記述しているが⁽²⁾、その記事は当時の行政用語を随所に用いていてかなり難解である。したがって本稿では、他の史料とつき合せながら、この Miskawayh の文章を一つ一つ解きほぐしていくことが作業の基本になるであろう⁽³⁾。その場合、同時代史料である Tanūkhī (384/994年没) の『講話集』 Nishwār al-Muḥāḍara や Hilāl al-Ṣabī (448/1056年没) の『宰相の書』 Kitāb al-Wuzarā’, あるいは 8000名に及ぶ伝記を収録した al-Khaṭīb al-Baghdādī (463/1071年没) の『バグダード史』 Ta’rikh Baghdād などとはとりわけ有力な手掛りを提供してくれるはずである。

2 史料補遺

本稿で利用したアラビア語とペルシア語の史料は前稿とあまり変らない。ただ、その後新たに入手した刊行史料や写本もあるので、次にそれらを補遺史料としてまとめて記しておこう。

Bayhaqī

Abū Faḡl Muḥammad Bayhaqī: Ta’rikh-i Bayhaqī, Tehrān, 1324 H.

Fārs Nāma

Ibn al-Balkhī: Kitāb Fārs Nāma, E.J.W.Gibb Memorial series, new series 1, London, 1921, rep. 1968

Gardizī

‘Abd al-Ḥayy Gardizī: Zayn al-Akhhbār, Tehrān, 1347H.

Ibn al-‘Imrānī

Ibn al-‘Imrānī: al-Anbā’ fi Ta’rikh al-Khulafā’, Leiden, 1973

Ibn Waḥshīya

- Ibn Waḥshīya: Kitāb al-Filāḥa al-Nabaṭīya, Oxford University,
Bodleian Library, MS. Hunt. 326
- Mukhtār 東
Abū Ishāq al-Ṣābī: al-Mukhtār min Rasā'il Abī Ishāq al-Ṣābī, 洋
Bayrūt, n.d.
- Sīra al-Mu'ayyad 学
al-Mu'ayyad fī al-Dīn: Sīra al-Mu'ayyad fī al-Dīn, al-Qāhira, 1949
- Muntaza' 報
Abū Ishāq al-Ṣābī: al-Muntaza' min Kitāb al-Tājī, Baghdād, 1977
- Su'lāt
Khamīs al-Ḥawzī: Su'lāt al-Ḥāfiẓ al-Silafī 'an Jamā'a min Ahl
Wāsiṭ, Dimashq, 1976
- Tabaṣṣur
Abū 'Uthmān al-Jāḥiẓ: Kitāb al-Tabaṣṣur 'bil-Tijāra, al-Qāhira,
1935
- Ta'rikh-i Qumm
Ḥasan b. Muḥammad Qummī: Kitāb Ta'rikh-i Qumm, Tehrān,
1353H.

II イクターの支配と管理

1 イクター保有の実態

Miskawayh は、その年代記のなかで、Mu'izz al-Dawla (在位334/946~356/967) によるイクター (iqṭā') 制の施行とその結果について、かなり長文の批判的意見を残している。その批判は何章かにわたってくり返し述べられるが⁽⁴⁾、まず「この施策がもたらした悪い結果、つまり国土の荒廃、軍隊の墮落、および行政の腐敗にかんする記述」と題する一節を取りあげてみよう。正しい判断を欠いた施策には必ず破綻 (khaṭa') があらわれるとする一般論に続いて、Miskawayh は次のように述べる。

例えば、Sawād 地方の大部分が、荒廃して税収入 (irtifā') が減少し、耕地が復興される前にイクターとして授与されたのがそれである。

しかもワズィール(宰相)はイクター保有者 (muqṭa') たちを寛大に扱い、彼らから賄賂を取って便宜を計ったから、イクターは年取高が不統一なままに授与されたのである。それ故、何年かしてその地

方の耕作がうまくゆけば、穀物 (ghallāt) の増収によって税収高は増大した。しかし、あるイクターの場合には、穀物価格が下落して税収高が減少することもあった。これはイクターが軍人に授与された時、前述した飢饉(qaḥṭ)⁽⁶⁾のために物価が異常に高かったためである。こうしてある者はイクター保有によって利益を上げたが、彼らについては年収高 ('ibra) の調査をすることは不可能であった⁽⁶⁾。

Mu'izz al-Dawla がイクター制を施行したのは、バグダードに入城してから約3ヶ月後、モスルに本拠をおく Nāṣir al-Dawla との戦いを前にして、まだ政権が不安定な時期であった⁽⁷⁾。したがって税務調査や検地を実施してからこれを施行したのではなかったし、ましてや軍閥相互の戦闘による農村の荒廃をたて直す余裕がなかったことはもちろんである。つまりイクターは、見積りの年収高 ('ibra) が実際の収入 (irtifā') とは必ずしも一致しない状態で授与されたのであった。引用文にある「年収高が不統一なままに」(bi-'ibar mutafāwita) とは、そのような意味に理解すべきであると思う。'ibra (複数 は 'ibar) が政府によって把握された村落やイクターの平均年収高であったことは確かであるが⁽⁸⁾、その起源については必ずしも明らかではない。この起源問題はここではしばらく措くとして、後代の歴史家である Ibn al-Athir (630/1233年没) は、「何年かして農村が繁栄し、収入が増大する」ようなイクター、つまりイブラが実収入に近い好条件のイクターを与えられたのは、軍司令官 (qā'id) 層であったと解釈している⁽⁹⁾。ただ残念なことに、イラクにおける軍司令官たちのイクター収入高を具体的に伝える史料は今のところ見当らない。しかし、ワズィールに賄賂を贈って有利なイクター保有を実現できたのは、やはり軍隊のなかでは上層部に属する司令官 (qā'id) あるいは naqīb) であったことは間違いのないところであろう。これらの「成功者」(rābiḥūn) は、後述するように、強制的な土地の寄進その他の手段を用いて、しだいにその勢力を拡大していったのである。

一方、不利な条件のイクターを与えられた下級の軍人は、そのイクターを頻繁に交換した。これについて Miskawayh は次のように述べている。

破産者 (khāsirūn) はそのイクターを返却して別のイクターを譲り受けたが、やがてその収入も減少し、荒地が広がった。その結果、

軍人はそのイクターを荒廃させると、それを返却して意のままに別のイクターを獲得し、過大に徴収して利益を得ることが慣例となった。返却されたイクター (al-iqṭā‘āt al-murtaja‘a) は、そこにある収入は何でも得ようとする者に与えられたから、勸農(‘imāra)は捨てて顧みられなくなった。そしてこれらのイクター保有者(muqṭa‘)たちはまた〔以前の〕イクターに戻ってきたが、すでにイクターは互いに混り合う状態になっていたのである⁽¹⁰⁾。

ここには、水利機構の管理・維持や種子農料の支給、つまりイマーラ(勸農, ‘imāra)を無視して農民から不当に収奪し、やがて農村が荒廃すれば新しいイクターを要求するというイクター保有の無秩序ぶりが描かれている。Miskawayh は政府の公文書や布告等を自由に利用できる立場にあったから⁽¹¹⁾、その記述の信憑性はかなり高いとみななければならない。しかしそれと同時に、このような記事を読む場合には、Miskawayh が主人である ‘Aḡud al-Dawla を比較的高く評価するのに対して、前代の Mu‘izz al-Dawla や Bakhtiyār の政治には非常に厳しい評価を下していることも考慮しておくことが必要であろう⁽¹²⁾。

ところでイクター制の成立以前には、イマーラ(勸農)は各地に派遣された徴税官(‘āmil)や徴税請負人(dāmin)の任務であるとされていた⁽¹³⁾。しかしイクター制が施行されると、エジプトの場合と同様に⁽¹⁴⁾、徴税や勸農の業務はイクター保有者によって執行されるのがたてまえとされたのである。その結果、アーミルの権限は著しく縮小されることになった。これについて同じ Miskawayh には

諸地方が政府の手から離れることによって、‘ummāl al-maṣāliḥ は地方行政の任を解かれることになった。そして彼らの任務は、必要なことを見積り、muqṭa‘ に賦課(taqṣīṭat)を割り当てることだけに限られた。しかし muqṭa‘ たちはその納入を怠り、またたとえ徴収されても必ず不正が行なわれたから、結局、それは本来の目的に利用されることはなかった⁽¹⁵⁾。

とある。H.F. Amedroz は maṣāliḥ (maṣlaḥa の複数) を「有用な組織」(useful institutions) と訳しているが⁽¹⁶⁾、私はおそらくこれは前述した勸農(‘imāra)を行なって農村の繁栄を維持することを意味したのであると思う。例えば、369(979~80)年に maṣāliḥ al-Sawād(サ

ワード地帯のマサーリフ)が実施された時、河運の入口にある橋や貯水池を修復するのに、各種の道具が集められ、農民にはイマラに協力することが命ぜられた事実がこれを証明している⁽¹⁷⁾。このように考えれば、‘ummāl al-mašāliḥ とは、租税の徴収ばかりでなく、農業安定策にも責任を負う政府派遣の徴税官を指していたことになる。

次に、イクター所有者 (maqṭa‘) に対する taqṣīṭ (taqṣīṭ の複数) とは何を意味していたのであろうか。プワイフ朝時代には、軍人への現金俸給が rizq や qisṭ と呼ばれていたことから推測されるように⁽¹⁸⁾、taqṣīṭ は俸給その他の財源を捻出するための臨時税の賦課であった⁽¹⁹⁾。例えば、Tūzūn の後を襲って大アミールに就任した Ibn Shīrṣād は、334(945)年、財政難を打開しようとして徴税官 (‘āmil), 書記 (kātib), 商人 (tājir) その他に税を課した (qassata) が、そのためにバグダード市民の不満がたかまったといわれる⁽²⁰⁾。また417(1026)年には、バグダードにおけるトルコ人の勢力が増大し、彼らは市民の財産を没収すると共に、Karkh 地区の商人には 10万 dīnār を taqṣīṭ として課したという⁽²¹⁾。したがって、プワイフ朝政府がイクター所有者に taqṣīṭ を課したのは、官僚や商人に対するのと同じように、あくまで臨時の措置であったとみるべきであろう。しかしそのような臨時の課税ですら、実際にそれを徴収することがなかなか難しかったことは Miskawayh の述べる通りである。

こうして徴税官としてのアーミールの権限は、軍人の実力に押されてますます狭められていった。しかしアーミールの方でも、このような現実を前にしてただ手をこまねいてこれを眺めていたわけではなかった。347(958)年、トルコ軍人が Wāsiṭ から Baṣra や Ahwāz にかけての地域を支配して、私有地に対する国庫の取り分権 (ḥuqūq bayt al-māl) を横領した時の例を引いてみよう。このような軍人の横領に対抗して、「‘āmil たちは集まって徴税台帳 (uṣūl al-‘uqūd) を破棄した。そして彼らを破滅させる原因を取り除くように求めたが、これは不可能であった」といわれる⁽²²⁾。つまり支配の基礎となる徴税台帳の破棄という、アーミールとしては最後の手段に訴えたのである。Cahen は、この新体制の下で国庫の代理人は軍人の土地に入っていくことができないこと、また正確な租税の見積りはもはや不可能であることを認めざるを得なかったと述

べている⁽²³⁾。確かに結果的にはその通りであるが、しかしそこに至るまでには、旧来の地位と役割を保持するために、前述したようなアミールの抵抗があったことも忘れてはならないであろう。

2 イクターの管理人

前節では、イクター保有の実態を全体的に考察してその性格を明らかにし、軍人の農村支配によって旧体制を支えた徴税官 (*‘āmil*) がしだいにその勢力を喪失していったことを指摘した。そこで次に、これらのイクターがどのような管理人によって経営・支配されていたのかを検討してみることにしたい。まず例によって Miskawayh の述べるところを見てみよう。

かくしてイマーラは放棄され、諸官庁 (*dawāwīn*) は閉鎖されて書記や徴税の伝統は無視されてしまった。これを良くする者は死亡し、無知な人間が抬頭した。そして彼らのうちの一人があることを任せられると、彼は決して粗野な侵入者として振舞うのが常であった。イクター保有者たちはその領地の管理 (*tadbīr*) を自らの *ghilmān* や *wakil* (代理人) に限って委ねたが、彼らは支配下にあるものの管理を怠り、それを利益や繁栄に導こうとはしなかった。また不正な手段を用いてその収入を横領したから、彼らの主人〔つまりイクター保有者〕たちは、収入の減少分を財産の没収 (*muṣādara*) や徴税をごまかすことで補わねばならなかった⁽²⁴⁾。

この記事によれば、書記や徴税の実務に暗いイクター保有者の *ghilmān* や *wakil* が、前述のアミールに代って農村を管理・支配したことになる。この当時は、一般にトルコ人奴隷兵 (*ghilmān Atrāk*) をさして *ghilmān* (*ghulām* の複数) といったが⁽²⁵⁾、彼らはまた同じ奴隷兵を意味する *mamlūk* (複数 *mamālik*) の名で呼ばれることもあった⁽²⁶⁾。これらのギルマンは、すでにブライフ朝以前から、主人である政府高官や有力な軍人に武力を提供するばかりでなく、私領地 (*day‘a*) をも管理する家産管理者の集団であった。当時の史料はこれらの集団を *aṣḥāb*, *asbāb*, *ḥasham* あるいは *ḥāshīya* とさまざまに表現している⁽²⁷⁾。そしてイクター制の成立後も、ムクター (イクター保有者) はその軍事力の中核となり、またイクターを管理する自らの郎党、つまりギルマン

を中心とする *aṣḥāb* や *ḥasham* あるいは *ḥāshīya* などを抱えていたの
 である。例えば、363(974)年に Subktekīn のイクターが没収された時、
 バスラにいた彼の *aṣḥāb* はその代理人 (*wakil*) と一緒に逮捕された
 し⁽²⁸⁾、443(1051)年にバスラを訪れた *Nāsir-i Khusrū* も、その支配者
 である *Abū al-Faṭḥ ‘Alī b. Aḥmad* がその一族と郎党(*ḥāshīya*)を率
 いていたことを伝えている⁽²⁹⁾。また *Mu‘izz al-Dawla* の宰相 *Abū*
Muḥammad al-Muḥallabī も私的な書記 (*kuttāb*) や郎党 (*asbāb*) を
 保持していたといわれる⁽³⁰⁾。このような事例を見れば、高位者への人
 身的隷属関係が、初期イスラム時代からイクター制の時代へかけて一貫
 して存続していたことは確かに嶋田襄平氏の説かれる通りであろう⁽³¹⁾。
 しかしムクターと郎党というレベルでの社会関係についていえば、私は、
 「高位者」の内容が軍人や官僚を含む大土地所有者からイクター保有者で
 ある軍人へ変わったことを重視しなければならないと考える。

一方、ギルマンと並んでイクターの管理人とされていた *wakil* も、
 すでにアッバース朝時代から私領地経営の代理人として広く用いられて
 いた⁽³²⁾。ワキールは代理人を意味するから、広く考えれば、前述のギ
 ルマンもイクター保有者のワキールとして派遣されたことになる。し
 かしこのワキールには、軍事的な武力集団としてのギルマンとは明ら
 かに性格を異にする者が含まれていた。それがイクター保有者の私的な
 役人としての書記 (*kātib*) である。次にその具体例をあげてみよう。

- (1) *Abū al-Ḥasan ‘Alī al-Qummī* は、*amīr al-Daylam* の祖父
Rūzbahān b. Randā Khurshidh⁽³³⁾ の *kātib* であった。彼は *Mu‘izz*
al-Dawla の下で *Rūzbahān* の代理を務めると共に、サワード地方に
 ある彼のイクターの管理に当たった⁽³⁴⁾。
- (2) (1)の *Abū al-Ḥasan al-Qummī* は、かつては *Mu‘izz al-Dawla*
 の *mamlūk* である *Abū Manṣūr Rādhariwayh* の *kātib* であった。
 しかし、*Rādhariwayh* がイクター収入のうわ前 (*faḍīl iqtā‘*) を要求す
 るとこれに反発し、宰相 *Abū al-Faḍl al-Shirāzī* に訴えた⁽³⁵⁾。
- (3) *Abū al-‘Arāqil al-Ṭahrī* はダイラムの司令官 (*qā'id*) である
Banjāsib の *kātib* であった。ある時、〔*dīwān al-Ahwāz* の長官〕
Abū ‘Ubayd Allāh が彼を呼び出し、*Banjāsib* の *faḍīl iqtā‘* を要求

して、「おまえの主人には faql al-iqtā‘ を支払う義務がある」と述べた⁽³⁶⁾。

- (4) あるダイラムの司令官は次のように語った。「私の kātib は家畜や diyā‘ の管理、必要な物資の購入にかけては他人をしのぐ程の才にたけている。つまり彼に欠点はないのだが、ただ読み書きができない」と⁽³⁷⁾。

(1)と(2)の例にあらわれる Abū al-Ḥasan al-Qummī は、文章の才能や計算の技術を生かして軍人や官僚の間を渡り歩いた書記の典型的な生き方を示しているといえよう。しかも大アミールの下でその代理を務め、また「イクター収入のうわ前」(faql iqtā‘)を要求されれば、これに反発するなど、その権限は意外に大きかったといわなければならない。(4)の例は、おそらく民間に伝えられた笑話を逸話として採録したものであろう。しかしこのような逸話によっても、当時の書記のあるべき姿を推しはかることは十分に可能であると思う。

いずれにせよ、イクター制の成立後、ムクターの代理人となって農村を管理・支配するようになったのは、Miskawayh のいう徴税業務に暗いギルマンだけであったのではない。これまで述べてきたところから明らかなように、以前はアミールの下で徴税の実務にしたがい、また私領地の管理人として有力者に仕えた書記(kātib)も、新しい体制の下でイクターの管理に加わっていた。アミールの没落については前述したが、しかしアッバース朝時代の官僚たちのなかには、このようにイクター保有者の書記となって生き残った者もあったことに注意しなければならない。

III イラク社会の変容

1 ディフカーンとターニーの動向

それでは、これまで述べてきたような軍人のイクター保有によって、イラク社会はどのような変容をとげたのであろうか。まず農村社会と農民をとりあげて考えてみよう。Miskawayh は、イクターの頻繁な交換を指摘したのに続いて、次のように述べる。

何年かするうちに諸官庁(al-uṣūl)⁽³⁸⁾の力は弱くなり、古い年収高

の見積り (‘ibra) は失なわれた。また水利 (mashārib) は損われ、農業安定策 (maṣāliḥ) もおろそかにされたので、tunnā’ (tānī の複数) は多くの被害を受け、その状態は悪化した。その結果、ある者は逃亡して流亡者となり、ある者は救いがたい不正に甘んじて耐え、またある者は収奪を防ぐためにその私有地 (ḡay‘a) を muḡṭa‘ に提供 (taslīm) した⁽³⁹⁾。

この記事によれば、イクター制の施行によってもっとも大きな影響を受けたのはターニーであり、彼らは(1)流亡者となるか、(2)不正を甘受するか、それとも(3)私有地を軍人に提供するかを選択を余儀なくされたことになる。ここで問題となるのは(3)であるが、それを検討する前に、まず、ターニーは農村社会(qarya) のなかで一体どのような位置を占めていたのかを、少し時代をさかのぼって確かめておくことにしたい。

ターニー(tānī)とは、もともと「むらや町に定住している者」をさすが、この存在を先のどの時代までたどることができるのか、確かなことは不明である⁽⁴⁰⁾。史料のうえでは、アッパース朝時代になって大土地所有が発達すると、高級官僚や軍人の大規模な私領地 (ḡay‘a) とは別に、村落レベルの私有地 (ḡay‘a) を保持する小地主として登場する。二、三の例をあげてみよう。Nahrawān 地方のあるターニーは、測量人 (massāḥ) による測量の結果 (22 jarīb) を不満として宰相に訴え、再測量をしてその耕地は 21 jarīb 1 qafiz (約 3.36 ha) と認められた⁽⁴¹⁾。また4(10)世紀初めに、Diyār Rabī‘a のターニーと小作人 (muzāri‘) たちは、徴税官が彼らの ḡayā‘ (ḡay‘a の複数) からウシュルの取り分 (ḡaqq al-a‘shār) ではなく、四分の一の取り分 (ḡaqq al-tarbī‘) を徴収し、しかも収穫前にハラージュ (地租) を徴収したとしてカリフに訴えたという⁽⁴²⁾。つまりターニーは、私有地 (milk) としての ḡay‘a を所有し、政府に対してウシュル、つまり ḡaqq al-a‘shār あるいは ḡaqq bayt al-māl を納入する土地所有者であった⁽⁴³⁾。またカリフ Ma‘mūn の書記であった Abū al-Faḡl ‘Awn は、バグダード近郊にある Baradān 村のターニーと姻戚関係を結ぶことによって、このむらの顔役 (wujūḥ) の一人になったといわれる⁽⁴⁴⁾。これによれば、ターニーは土地所有者であるばかりでなく、農村社会の上層部を形成する名士でもあったこと

になる。その意味で、ターニーは大土地所有者と中農 (muzāri‘) の間にあって、富農層を形成する階層であったとする E. Ashtor の定義はほぼ妥当な見解であると思う⁽⁴⁵⁾。

ところで、むらの有力者については、ターニー以外に村長 (dihqān) の存在も考慮しておかなければならない。イランやイラクの農村では、アラブの征服後もディフカーンが従来の地位と財産をそのまま保持していたこと、しかしやがてアラブ人の地主化が進行すると、特にイラクの場合には、ディフカーンの権限がしだいに低下していったことは、これまでも何回か指摘された通りである⁽⁴⁶⁾。しかし実際の史料に当たってみると、アッバース朝時代になってからも、なおイラクの農村社会に有力な地位を保持するディフカーンがかなり残っていたこともまた確かである。例えば、Rashīd 時代に政府が特別税を課した時は、ターニーや商人と並んでディフカーンも課税の対象とされていた⁽⁴⁷⁾、水争いが起れば政府の調査官に実情を説明し⁽⁴⁸⁾、有力者がむらを訪れれば、家に招いて食事を出すのもディフカーンの義務であった⁽⁴⁹⁾。また Jāmīda のディフカーンであった Ibn Marwān は、Nāṣir al-Dawla の派遣した徴税官が自らの取り分 (ḥaqq al-dahqana) である 40 kurr の米 (aruzz) を横領したのに対して、一族の者を動員して夜襲をかけ、これを奪い返したと伝えられる⁽⁵⁰⁾。

このようにディフカーンは、少くともブワイフ朝の成立以前には、ターニーと共にかなりの土地財産を所有するむらの有力者であって、自作の農民であるムザリウーン (muzāri‘ūn) やアカラ (akara) とは明らかに区別された階層を形成していた。しかし不思議なことに、イクター制下のイラク社会についてみると、このディフカーンはまったくといってよい程史料にはあらわれない。ムクターの農村支配によって、ディフカーンもターニーと同様の影響を受けたと思われるが、史料のうえてこれを確かめることはできないのである。したがって以下の行論では、もっぱらターニーの動向を中心にして農村社会の変容を考察することになるであろう。

最初に引用した Miskawayh の史料には、ムクターの支配を受けて流亡したり、不正な収奪に甘んじるターニー以外に、ムクターに土地を提供 (taslim) するターニーのいたことが記されていた。この taslim にか

んして、同じ Miskawayh には次のようにある。

この年(348/959), Wāsiṭ, Baṣra, Ahwāz から〔政府への〕送金が途絶えたが、その原因は以下の如くである。前述したように⁽⁵¹⁾, トルコ軍人(Atrāk)が〔これらの地域を〕支配し、徴税官の権利を侵害して彼らを圧迫したので、徴税官は Atrāk に多額の賄賂(marāfiq)を贈らざるを得なかった。一方, Atrāk は寄進(talji'a)の手段によって私有地(milk)を取得し、農民をその保護下においた。こうして彼らは国庫の取り分(ḥuqūq bayt al-māl)を抑えてしまったから、徴税官たちはターニーからの取り分を取得するのにトルコ人奴隷兵に頼らねばならなくなった。Atrāk はタスビーブ(俸給分の金額)の支払いを要求すると同時に国庫の取り分も獲得したが、やがて Daylam もこれを模倣するに至った。こうして両者は収奪の方法については意見の一致をみ、それによって政府の権利を侵害したのである⁽⁵²⁾。

これによれば, taslim とはすなわち土地の寄進(talji'a)であり, ムクター(イクター保有者)はダイアの寄進を受けるかわりに, 自らの小作人となった農民を保護する(ḥamū)ことを意味していた。保護権(ḥimāya)の集積が政治勢力の拡大と密接に関連していたことは前稿でも指摘したが⁽⁵³⁾, ムクターはターニーに私有地の寄進を強制することによって, 農民に対する私的な保護権を形成していったのである。このようなムクターの農民支配について, Abū Shujā' には次のような事例も伝えられている。

あるターニーは次のように語った。「Aḥud al-Dawla (在位367/978～372/983)の時代に, 私の ḡay'a は Asfār b. Kurdawayh のイクターに組み込まれました。Asfār のあくどさは周知のところでしたが, 'Aḥud al-Dawla が Asfār や Ziyār b. Shahrākawayh al-'Adawī にはどんな事でも容認しておりましたので, 私は被害を受け, ハラージュの支払い分さえ手に入らない状態でした。ところが, Asfār には 3,600 dirham 以上が集められ, 私もその支払いを強要されました。さらに彼は私を拘束し, 代理人にも手を伸ばしました。そのために, 私は7カ月間彼の獄中におりました⁽⁵⁴⁾。」

ここには, ムクターによる暴力的な農民支配の様子が生き生きと描き

出されている。このような支配の下に置かれて、ターニーは逃散の手段に訴えるか、あるいは土地を寄進するか、いずれかの道を選ばざるを得なかったのである。Muntaẓam にも、Baṭīḥa のイクター保有者である Muhadhdhab al-Dawla に対してこの地方の農民たちが土地を寄進して保護を求めた事例が記されているので⁽⁵⁵⁾、この当時、ムクターへの土地寄進はかなり一般的な現象であったと考えてよいであろう⁽⁵⁶⁾。次に述べる Daylam の有力者による農村支配も、以上のような文脈のなかで理解すべきであると思う。

監督者たち (nāẓirūn) は出来事についての監視を怠り、安全なものを取って面倒なものは放棄し、〔それらを〕差し返すことを政府に要求した。また彼らの支配によって荒廃したイクターも〔政府に〕返却した。その結果、各地の行政は Daylam の高官 (khawāṣṣ) のうちの有力者に委ねられ、彼はそれを住居とし、ṭu‘ma としたのである。不実な役人 (mutaṣarrif) たちが彼らの取り巻きとなったが、その目的は毎年要求をくり返し、歩き回り、そして拒絶することであった⁽⁵⁷⁾。

この当時、ighār が国庫に協約金を支払うことを条件にした不入地であるのに対して、ṭu‘ma は一代限りの私有地を意味していた⁽⁵⁸⁾。ここでは Daylam の有力軍人がそのイクターを中心にして、任地を私的に支配したことを指すのであろう。Cahen によれば、プワイフ朝時代は、「小地主の没落過程が進行した時代」であったという⁽⁵⁹⁾。しかし以上述べてきたところから明らかなように、より具体的には、それはターニーを中心とする村落上層農民のムクターへの隷属化の過程に他ならなかった。私は先にディフカーンもターニーとほぼ同様の影響を受けたのではないかと推定したが、360年代初めになると、農村 (qarya) には首長 (ra‘is) があらわれて支配し、互いに抗争するような状況が生まれていた⁽⁶⁰⁾。これは、ディフカーンの権威が失墜し、ターニーは没落して、農村社会に秩序の再編成が起りつつあったことを示しているとはいえないであろうか。

2 ムクターによる商人の保護

成立当初のプワイフ朝の軍隊は、Daylam と Atrāk によって構成さ

れていた。しかし Mu'izz al-Dawla はまもなく Atrāk を優遇する措置をとり、特に345(956)年の Rūzbahān al-Daylamī の反乱を機にダイラム軍人の追放に踏み切った⁽⁶¹⁾。ただ、自らの郎党(aṣḥāb)であるダイラムについては、彼らをアフワーズに派遣し、宰相の al-Muhallabi に命じて一定地域を指定し、それらをダイラムの管理に委ねた⁽⁶²⁾。次いでイクターを持たない Atrāk (トルコ軍人) に対しても、これと同様のことを行なった。Miskawayh には

それから [Mu'izz al-Dawla は] Atrāk に諸税(rusūm)を指定したが、これは彼らの貧欲さ、金への欲求、諸業務の支配、またアーミルに対する傲慢さの原因となった。つまり彼は、Wāsiṭ, Baṣra, Ahwāz を対象に、彼らが権利のあると考えるものの tasbīb を命じ、その金額を満たすために、また後に残っている仲間のために、グループ毎に交替で彼らを派遣したのである。Atrāk には食事(nuzl)がつき、彼らはその俸給が満たされるまで、毎日それを手当て(rātīb)として受け取った。その額は奴隷兵(ghulām)が1日10 dirham、司令官(naqīb)であった者は20 dirham であった。Mu'izz al-Dawla は一時的に彼らを益することをねらい、永続的なことは考えていなかった⁽⁶³⁾。

とある。この記事にある tasbīb はすでにアッバース朝時代から行なわれ、宮廷のギルマーン(奴隷兵)や代官(wukalā')あるいは親衛隊(hā-shīya)の俸給支払い手段として、また商人からの借入れ金の返済手段として用いられていた⁽⁶⁴⁾。Khwārizmī (387/987年没)は、tasbīb とはある人の俸給を[政府にとって徴収が]困難な租税に当てることであり、それを受けた者(musabbab)はその徴収のためにアーミルの手助けをしないと説明している⁽⁶⁵⁾。上に引用した史料でも、タスビーブは、トルコ軍人をワースィト、バスラ、アフワーズ地方に派遣し、現地で俸給に見合う現金あるいは現物を取得させることの意味で用いられているとみてよいであろう⁽⁶⁶⁾。その取得分を現金に換算すれば、グラムが1日10 dirham、司令官であるナキーブが20 dirham であった。10世紀半頃頃のイラクの物価を小麦100kg が約1 dīnār(14 dirham)と仮定すれば⁽⁶⁷⁾、10 dirham は小麦で約71.4kg、20 dirham は約142.8kg に相当する。

このタスビーブは、財政危機を乗り切るための手段としてその後も随

時用いられたが⁽⁶⁸⁾、これは現実には軍人へのイクター授与と変りがなかった。しかもこのような「一時しのぎの措置」は、ますます軍人による地方支配を助長することになった。Miskawayh は347年のタスビーブの結果を次のように述べる。

このことから Mu'izz al-Dawla には災いの門が開かれた。彼は Atrāk の取り分の基本額(uṣūl)について、〔住民への〕賦課額を増大せざるを得なかった。つまり彼らは滞在日数を延ばすために俸給〔の支払い〕が遅れることを望み、俸給の基本額をそこを通過する商品(baḍā'i')にふり向けた。そして tashīb の金が用意されても、彼らはその一部を基本額には関係のないものとした。そうすれば確かに彼らにはまだ 1 dirham が残っていることになったからである。徴税官たちは〔住民に〕負担をかけないように、少しずつ〔その権利を〕放棄し、反対に軍人たちの方は2年、3年と滞在を続けた。その結果、商業活動(tijāra)は彼らの懐に入り、彼らのところにもたらされるもの〔商品〕には、道中、税や負担が免除された。そしてさらにのりを越えて〔商業の〕寄進(talji'a)へと進んだ。彼らは諸国を支配して徴税官を圧迫し、商人たち(tujjār)や彼らに頼る者を保護した。こうして徴税官の力は弱まり、軍人は人々を隷属下に置いたが、このような状態は継続し、さらに増大しながら今日に至っているのである⁽⁶⁹⁾。

この記事によれば、トルコ軍人たちは滞在日数を延ばしてより多くの利益を上げることを目論み、そのためにこれらの地域を通過する商品に手を伸ばし、さらにこの商業活動をも保護下に入れたことになる。E. Ashtor や H. Busse は、これと同じ史料を引いて、ブワイフ朝時代には軍人も商業活動にたずさわったと述べているが⁽⁷⁰⁾、私はむしろ軍人が各地で商人をその保護下においたことに注目すべきであると思う。それは、ターニーに私有地の寄進を強制したのと同じように、商人にも寄進を強いることによって、軍人が商人に対する保護権(himāya)を行使するようになったことを意味するからである。

ブワイフ朝時代のイラクは、絶え間のない戦闘とこれを恐れた商人やウラマーの国外への移住、それに何回にもわたる疫病の流行などによって都市の人口は減少し、また農村も水利機構の管理・維持がおろそかに

されたために荒廃が著しく進んだとされている⁽⁷¹⁾。しかし10世紀の半ばから後半の時期にかけては、Wāṣṭī や Qaṣr Ibn Hubayra のように、まだ繁栄している都市も少なくなかった。主な都市とその周辺の農村について略述してみよう。Baghdād は依然としてイスラム世界における経済・文化の中心地としての機能を続けていた。商人と手工業者が集まる Karkh 地区には、果物市場 (sūq al-baṭikh), 反物屋の市場 (sūq al-bazzāzin), 薬屋の市場 (sūq al-‘aṭṭārin) など各種のスーク(市場)が連なり、また綿織物 (al-aqmisha al-quṭniya) や絹織物 (al-mansūjāt al-ḥaririya) あるいはガラス製品 (zajāj) の生産地としても知られていた⁽⁷²⁾。Ta’rikh Baghdād を見ると、穀物仲買人 (dallāl) や木綿商人 (qaṭṭān) をはじめとして、この町を中心にして活躍した商人の事跡が数多く記されている⁽⁷³⁾。イラク南部の港町 Baṣra は、インド洋航海の基地であると同時に、靴 (na‘layn) や絹織物の産地としても名高く、また周辺農村でとれるナツメヤシ (tamr) は専門の商人 (tammār) によってバグダードその他の都市へと運ばれていた⁽⁷⁴⁾。一方、中部の Wasīṭ は、10世紀末の2人の地理学者、Muqaddasī と Ibn Ḥawqal によっても、背後に広大な耕地が控える繁栄した町であると記されているように、この地方では毛織物の生産ばかりでなく、小麦やナツメヤシの栽培も盛んであった⁽⁷⁵⁾。とりわけ南部の Jāmida や北の Kaskar では、ダイアの発達につれて稲 (aruzz) の栽培が普及し⁽⁷⁶⁾、各地を結ぶ米商人 (razzāz) の動きがしだいに活発化した⁽⁷⁷⁾。同じ中部の町 Kūfa は、古くからメッカ巡礼の宿駅として賑い、絹織物や固ナツメヤシ (qasb) の産地としてもよく知られていた。しかし10世紀末には、すでに荒廃の程度がかなり進んでいたといわれる⁽⁷⁸⁾。またペルシヤ南部の Ahwāz とバスラとの間には水運の便が通じていたから、両都市は経済的にも、また政治的にも常に密接な関係を保ってきた。当時のアフワーズ地方は、イスラム世界第一のサトウ (sukkar) の生産地として特に名高い⁽⁷⁹⁾。

これらの都市は、地域社会の中心として周辺農村のスーク(市場)の役割を果し⁽⁸⁰⁾、またそれぞれの都市を結ぶ商品流通の拠点でもあった。とりわけバスラとワースィトは、東方からの貿易商品をバグダードに運ぶ船舶 (qārib, zawraq)⁽⁸¹⁾ の通過点に位置していたから、前述のトルコ軍人がバスラ、ワースィト、アフワーズ地方の商業活動を保護下に入れ

て、これを支配することの利益は決して少なくなかったといえよう。こうして軍人たちは、共にタルジア（寄進）の手段を用いて農村と商業を保護下に入れ、地方に独自の支配権を確立した。次に述べるイクター保有者とワーリーとの抗争は、このような私的ヒマヤ（保護権）の形成と深く係っていたのである。

3 ワーリーとイクターの抗争

Miskawayh によれば、サワード地帯を対象にイクター制が施行された時、イクター以外のわずかな土地は徴税請負(ḡamān)に出された⁽⁸²⁾。それを請負ったのは、第1に軍司令官(qā'id)や軍人(jund)のなかの有力者であり、第2に高級官僚(aṣḡāb al-darārī')と地方の役人(mutaṣarrifūn)⁽⁸³⁾であった。私利を蓄えるために前者は実力で政府に対抗し、後者はより巧妙に立ち回ったといわれる。少し具体例を拾ってみよう。

336(947~8)年、バスラを占領して Barīdī 家の勢力を一掃した Mu'izz al-Dawla は、この地方を Sa'd b. 'Abd al-Raḡmān 他2名による共同(shirka)の徴税請負とした⁽⁸⁴⁾。その後、Bakhtiyār (在位 356/967~367/978)時代にバスラのワーリー(mutawallī al-Baṣra)となった 'Alī b. al-Ḥusayn は同時にこの地方の徴税請負人(dāmin)でもあったが⁽⁸⁵⁾、私が調べた限りでは、バスラのダマーンにかんする記事はこれが最後である。一方、バグダード北方の Awānā 村に生れた Ibn Baqīya は、Takrīt 地方の徴税請負人となって勢力を伸長し、361(972)年には Bakhtiyār の宰相に就任した⁽⁸⁶⁾。また Wāsiṭ についてみると、Abū al-Qāsim al-Barīdī 以来、この地方には継続的に徴税請負人が派遣されていたようである⁽⁸⁷⁾。そして359(968~9)年には、バグダード南方の Dayr Qunnā に生れた Abū Qurra がワースィトの書記や徴税官の間で勢力を伸長し、やがてこの地域の徴税を請負って大きな富を蓄えたといわれる⁽⁸⁸⁾。しかし Abū Qurra は政府に送金するのを怠ったらしく、Miskawayh には [wazīr] Abū al-Faraj の困難は増大し、彼の命令や要求は行なわれなくなった。というのは、Abū Qurra によって Wāsiṭ は閉ざされ、Baṣra や Ahwāz もこの両地方の税収入を tasbīb として利用する Atrāk によって閉ざされてしまったからである。彼は明らかなものだけを徴取することに限ったが故に、[前任者の] Abū al-Faḡl

から委託されたことを進めることができなかった⁽⁸⁹⁾。

と記されている。つまり、政府はワースイトの徴税請負人からは確実な収入を期待できない状態にあり、またバスラとアフワズも、前述のタスビーブの結果、事実上のイクターとしてトルコ軍人の支配下に置かれていたのである。当時の史料をみると、360(970)年前後を境にダーミンが徴税を請負う事例は急に少なくなり、逆にワーリーが国庫への納入を請負うことが一般化する⁽⁹⁰⁾。これは、今述べたような事情の故に、この頃ダーミンに代って新たにワーリーを任ずるという政策の転換があったらしいことをうかがわせる。しかしこのような転換を示す直接の史料がないので、ここではその可能性だけを指摘しておきたいと思う。

ところで、ワーリー (wālī) が担当地域 (イクターも含む) の秩序の維持者として保護料 (rusūm al-ḥimāya) の徴収権を持っていたことはすでに前稿で述べた通りである。したがって、政府が軍人にある地方の保護権 (ḥimāya) を授与すれば、それは彼をその地域のワーリーに任ずることを意味していた⁽⁹¹⁾。366(977)年、カリフ Ṭā'ī' が Fakh al-Dawla (Rayy: 366/977~387/997) に下した任命書には、ワーリーの職権の内容がかなり具体的に記されている。長い文書なので、次にその一部を訳出してみよう。

カリフは彼 (Fakhr al-Dawla) に次のように命じた。これらの地方⁽⁹²⁾の ḥimāya は富裕な有力者に委ね、彼らには辺境の防備として、あぶみが軽く、明確な事には答えの早い者をつけるべきである。また常に警戒を怠りなくするように語り、彼らによる馬秣の誅求を排し、また糧食の徴発は諸国の負担にならぬ程度とし、彼らを不正や破綻に導いてはならない。そして彼らは旅人や隊商の往来を保護し、道路を昼となく夜となく警戒し、出発や到着を点検しなければならない⁽⁹³⁾。

これによれば、保護権 (ḥimāya) を持つ者、つまりワーリーは軍事力を用いて辺境を防備し、糧食その他の徴発に意を用い、旅人や隊商を保護すべきものとされている。事実、Bādūrāyā のワーリーとなった Abū Ṭāhir Yaghmā は、この地方の紛争事件を裁決し、流通貨幣の交換比を定め、戦争 (ḥarb) と和約 (ṣulḥ) に責任を持つ存在であった⁽⁹⁴⁾。また、338(949~50)年から373(983~4)年まで、約35年間にわたって

Baṭiḥa のヒマーヤを一任された ‘Imrān b. Shāhīn は、イクター保有者であると同時に、この地方の「秩序の維持者」(shāḥib al-niẓām)としての実力を備えていた⁽⁹⁵⁾。このことはヒマーヤの保持者であるワーリーの性格を端的に物語るものであろう。

しかし、このようなワーリーの任命は、農民や商人に対してすでに私的なヒマーヤの権利を行使するようになっていたムクターの反発を招くことになった。これについては前稿でも簡単にふれたので⁽⁹⁶⁾、ここではワーリーとムクターの対立あるいは紛争の事例をまとめて示しておくことにしたい。

- (1) 372(982~3)年、ジャズィーラの Naṣībīn で Abū ‘Alī al-Ḥasan al-Rā‘ī が殺された。彼はこの地方の wālī であり、かつ ‘āmil であった⁽⁹⁷⁾。
- (2) al-Muqallad b. al-Musayyab al-‘Uqaylī は Gharbī al-Furāt⁽⁹⁸⁾ の ḥimāya を任せられたが、386(996)年、Mawṣil, Kūfa, Qaṣr Ibn Hubayra, Jāmi‘ayn をイクターとして与えられた。しかし Qaṣr Ibn Hubayra とその周辺では、ムクターたちの不満が高まったために、彼はイクターから手を引き、保護料 (rusūm al-ḥimāya) を取得することで満足した⁽⁹⁹⁾。
- (3) Abū Ṭāhir Yaghmā は Bādūrayā に広大なイクターを保持していたが、390(1000)年、これに加えてこの地方の wilāya を任された。彼は諸業務を監督し、問題の処理に当たっていたが、ムクターやアカラ (小作人) への負担が増したので、すでに徴収していた警備・保護料 (māl al-khafāra wal-ḥimāya) を返却した⁽¹⁰⁰⁾。
- (4) 402(1011~2)年、Fakhr al-Dawla が Dayr ‘Āqūl を征服した時、Thimāl al-Khafājī の3人の子供が彼の下に来て、Saqī al-Furāt⁽¹⁰¹⁾ の ḥimāya を請負った。これによって、この地方から ‘Uqayl 族が追放された⁽¹⁰²⁾。
- (5) 441(1049~50)年、al-Malik al-Raḥīm は Dubays b. Mazyad に Nahr al-Ṣila と Nahr al-Faḍl⁽¹⁰³⁾ の ḥimāya を委任した。ところがこの地方はワースィトのトルコ人 (Atrāk al-Wāsiṭīn) のイクターであったために、Dubays とトルコ軍人の間に戦闘が起り、Dubays はトルコ軍人を破って彼らの財産を没収した⁽¹⁰⁴⁾。

(1)の史料は Abū 'Alī 殺害の原因を伝えていないが、この事件の背後にワリーーに対する反発があったことも予想されるので、ここに採録してみた。(4)の 'Uqayl 族は北イラクに本拠を持つアラブの遊牧部族であり、(2)の al-Muqallad もこの部族の出身であった。彼らは、377(987~8)年にはモスル地方にイクターを与えられ⁽¹⁰⁵⁾、380(920~1)年にも、この部族の amīr Muḥammad b. al-Musayyab が Jazīra Ibn 'Umar, Naṣībīn その他にイクターを授与されている⁽¹⁰⁶⁾。したがって Saqī al-Furāt のウカイル族も、この地方にイクターを保持していた可能性はかなり強いとみてよいであろう。またこのような形で、アラブ部族がヒマヤ、つまり地方社会の秩序維持の問題に係っていたことも注目すべきであろう⁽¹⁰⁷⁾。いずれにせよ、これらの例から、ムクターたちがワリーーの赴任を自らの利益の基礎となる私的なヒマヤの権限を脅かすものとして受け取っていたことは十分に推察することができると思う。(1)から(5)の例はいずれもブワイフ朝時代の後期に属するが、'Aḍud al-Dawla 以降の大アミールには、もはやこのような対立を解消するだけの政治力は残されていなかったのである。

IV むすび

本稿では、イクター保有者と農民との関係に注目しながら、ブワイフ朝時代のイラク社会について、その歴史の変容の実態を明らかにしようとしてみた。主な結論をまとめてみよう。

Mu'izz al-Dawla はまだ政権が不安定な状態でイクター制を施行したから、税務調査は不十分であり、したがってイクター収入高(イブラ)は必ずしも実収入に一致していなかった。不利な条件のイクターを与えられた軍人たちは、勸農(イマラ)の義務を無視して農民から不当に収奪し、やがて農村が荒廃すれば、それを返却して政府から新しいイクターを授与された。その結果、イクター制の成立に至るまで徴税と農村の管理に責任を負っていた徴税官(アミール)の権限は大幅に減少されることになった。

軍人のイクターは、その郎党である奴隸兵(ギルマーン)や代理人(ワキール)によって管理・支配された。ギルマーンは、Miskawayh が述べるように、徴税の実務に暗い武力集団であったが、ワキールには、

以前からアーミルの下で徴税の実務にしたがい、また私領地の管理人として大土地所有者に仕えていた書記（カーティブ）も含まれていたことに注意しなければならない。

ブワイフ朝の成立に至るまでのイラクでは、農村社会の有力者として私有地（ダイア）を所有していたのは、ディフカーンとターニーであった。ディフカーンはほとんど史料にあらわれないが、ターニーはムクターの収奪を受けて逃散するか、甘んじてその収奪を受けるか、あるいはその土地を軍人に寄進（タルジア）するかしなければならなかった。農村社会の変容を全体として把握するためには、直接耕作民であるムザリッヤアカラについても検討しなければならないが、これは史料の発掘も含めて今後の研究課題にしたいと思う。またこのような軍人の支配は農村だけに限られていたのではなかった。タスビーブを受けた軍人たちは、利得を増やすために商業活動に手を伸ばし、やがて商人をもその保護下に置いたのである。こうして農民や商人に対する軍人の私的な保護権（ヒマーヤ）が形成されていった。

ところがブワイフ朝中期以降、地方における秩序の維持者として公的なヒマーヤを持つワーリーが派遣されるようになると、ムクターとワーリーの利害は対立し、両者の紛争事件がしばしば持ち上った。一方、軍隊の内部でもトルコ人とダイラム人の対立・抗争が表面化し、これに都市の宗派争い——スナ派はトルコ人、シーア派はダイラム人を支持——が加わって事態はいっそう複雑化した。ここにアイヤールーンやズッアールと呼ばれる任侠無頼の徒が活躍する余地が生れ、その勢力は王朝末期にかけてしだいに増大していった。このようないわば「内乱の構造」を明らかにすることも、変革期の国家と社会を考えるうえで忘れることのできない問題であろう。

（お茶の水女子大学文教育学部助教授 東洋文庫研究員）

註

- (1) A.A. al-Dūri, *Ta'rikh al-'Irāq al-Iqtisādi fi al-Qarn al-Rābi' al-Hijri* (2nd ed., Bayrūt, 1974) pp. 35-71, 223-264; id., *The Origins of Iqtā' in Islam* (*Journal of al-Abhāth*, vol. 22, 1969) pp. 12-18; Cl. Cahen, *L'évolution de l'Iqtā' du IX^e au XIII^e siècle* (*Annales: ESC*, vol. 8, 1953) pp. 32-38. その他の研究については、佐藤次高「イクター制成立史の研究—ブワイフ朝時代のイラクについて—」(『イスラム世界』第12号, 1977年) 37-45頁を参照。

- (2) M.S. Khan, *The Personal Evidence in Miskawayh's Contemporary History* (Islamic Quarterly, vol. 11, 1967) pp. 55f.; EI, s.v. IBN MISKAWAIH.
- (3) Miskawayh の *Tajārib al-Umam* は、刊本以外に Aya Sofya 図書館所蔵写本の Facsimile 版 (*The Tajarib al-Umam or History of Ibn Miskawayh*, vol. 6, Leyden & London, 1917, 以下 *Tajārib F.* と略記) を参照した。なお、この史料の利用に際しては、慶応大学の坂本勉氏に便宜を計っていただいた。
- (4) *Tajārib*, II, 96-100 (*Tajārib F.*, VI, 136-141), 173-174 (*ibid.*, 229-231), 314 (*ibid.*, 397-398).
- (5) 334(946)年、バグダード周辺の Sawād 地帯では、Mu'izz al-Dawla とこれに対立する Nāṣir al-Dawla の両陣営によって徹底した穀物の徴発が行なわれた。そのため穀物は払底して物価は異常に上り、人々は乾草や死人を食べる程の飢饉に見舞われた (*Tajārib*, II, 91, 95).
- (6) *Tajārib*, II, 97 (*Tajārib F.*, VI, 136).
- (7) 前掲拙稿「イクター制成立史の研究」45-47頁。
- (8) *Mafātiḥ*, 60-61. cf. F. Løkkegaard, *Islamic Taxation in the Classic Period* (Copenhagen, 1950) pp. 105-106; C.E. Bosworth, *Abū 'Abd Allah al-Khwārazmī on the Technical Terms of the Secretary's Art* (JESHO, vol. 12, 1969) p. 136; H.Q. El-Samarraie, *Agriculture in Iraq during the 3rd Century A.H.* (Beirut, 1972) pp. 140-143.
- (9) *Kāmil*, VIII, 456.
- (10) *Tajārib*, II, 97 (*Tajārib F.*, VI, 136-137).
- (11) M.S. Khan, *The Use of Letters and Documents in the Contemporary History of Miskawayh* (Islamic Quarterly, vol. 14, 1970).
- (12) Khan, *Personal Evidence*, p. 55.
- (13) *Tajārib*, I, 415; *Wuzarā'*, 40-41; Samarraie, *Agriculture in Iraq*, pp. 109-110.
- (14) 佐藤次高「12~14世紀のエジプト農村社会と農民」(『東洋文化研究所紀要』第59号, 昭和48年) 91頁。
- (15) *Tajārib*, II, 98 (*Tajārib F.*, VI, 138).
- (16) H.F. Amedroz, *Abbāsīd Administration in its Decay* (JRAS, 1913) pp. 825, 833.
- (17) *Tajārib*, II, 406-407. 同じ *Tajārib* 329年の条には、「[大アミールの *Bajkam* は] *Abū al-Qāsim al-Kalwadhī* や *diwān* の長官、さらには 'āmil や *muhandis* (技術者) たちに対して、*Sawād* の *maṣāliḥ* のことに合意する

- よう促した」と記されている (I, 415)。また、377年にバグダードに入った Sharaf al-Dawla は「*ʿāmil* たちに *maṣāliḥ* の事業を行なうように命じ、彼らを *ʿimāra* の仕事に就かせた」という (Abū Shujāʿ, 137)。cf. Muntazam, VII, 260, 286.
- (18) 前掲拙稿「イクター制成立史の研究」54頁。
- (19) Amedroz, op. cit., pp. 833-834.
- (20) Kāmil, VIII, 448-449.
- (21) Kāmil, IX, 353. 商人 Ibn Mukhallad (419年没)も、財産没収(*muṣādara*)を恐れてエジプトへ行き、1年後にバグダードへ戻ったところ、この Karkh への *taqṣiṭ* で財産を奪われた (Kāmil, IX, 370)。
- (22) Tajārib, II, 175-176.
- (23) Cahen, L'évolution, p. 33. ペルシアの Ahwāz や Rayy では、379年に書記たち (*kuttāb*) よる年取高 (*irtifaʿ*) の調査が行なわれたが、イラクではこのようなことは例のないことであったという (Abū Shujāʿ, 171)。
- (24) Tajārib, II, 97-98 (Tajārib F., VI, 137-138)。
- (25) Yatīma, II, 226; Ṭabari, VIII, 558; IX, 18; Taʿriḫ Baghdād, III, 346; Ibn al-Athīr, VI, 452; Thimār al-Qulūb, 401; Nishwār, IV, 227; Taʿriḫ-i Bayhaqī, 158; Zayn al-Akḥbār, 189. なお、当時の史料には、まれに「ハザル人グラーム」(*ghulām Khazari*)や「イラク人グラーム」(*al-ghilmān al-ʿIrāqīya*) の用例がみえる (Ṭabari, IX, 126-127; Taʿriḫ Hilāl al-Ṣābi, 416)。トルコ人奴隸兵については次の文献を参照。C.E. Bosworth, *Military Organisation under the Buyids of Persia and Iraq* (Oriens, vols. 18-19, 1965-66); H. Busse, *Chalif und Grosskönig* (Wiesbaden, 1969) pp. 329-339; Osman S.A. Ismail, *Muʿtaṣim and the Turks* (BSOAS, vol. 29, 1966); 清水宏祐「ブワイフ朝の軍隊」(『史学雑誌』81-2, 昭和47年) 73-74頁。
- (26) 東方イスラム世界では、*ghulām* が *mamlūk* と呼ばれることは少ないといわれるが、しかし次の史料には奴隸兵としての *mamlūk* の用例がみえる。Faraj, I, 56; Fakhri, 231, 240; Wuzarāʿ, 19, 156; Ṭabari, IX, 142; Muntazam, VI, 2, 180; Nishwār, V, 254; Tajārib, II, 122, 231; Takmila, 72, 222-223; Abū Shujāʿ, 162; Kāmil, IX, 164, 487; X, 128, 526; Taʿriḫ-i Qumm, 256.
- (27) 前掲拙稿「イクター制成立史の研究」44頁, 48頁註(12)を参照。
- (28) Takmila, 214.
- (29) Safar Nāma, 129.
- (30) Tajārib, II, 197. cf. Tajārib, II, 187, 242, 303; Nishwār, I, 206, 215; Zayn al-Akḥbār, 185. なおバスラの Bahāʿ al-Dawla は Daylam 人の *aṣḥāb*

を抱えていたといわれる (Abū Shujā', 271)。

- (31) 嶋田襄平『イスラムの国家と社会』(岩波書店, 1977年) 305-308頁。
- (32) 例えば, Ta'rikh Baghdād, IX, 334-335; Ṭabari, IX, 405, 409, 428-429
430, 522; X, 40; Wuzarā', 128, 150-151.
- (33) Nishwār には Rūzbahān b. Windād Khūrshid とある (VII, 226)。Rūzbahān
は Mu'izz al-Dawla に反乱を起したが鎮圧され, これを機に Daylam の追放が
すすめられた (Tajārib, II, 166; Mukhtār, 43f)。
- (34) Hafawāt, 271; Nishwār, VII, 226.
- (35) Hafawāt, 324.
- (36) Hafawāt, 298.
- (37) Nishwār, VII, 173; Hafawāt, 224.
- (38) Amedroz は al-uṣūl を「諸原則」(principles) と訳しているが, これは監
査系の官庁(al-azimma)に対して, それ以外の諸官庁をさすと解釈すべきである
う。cf. EIⁿ, s.v. DĪWĀN; Løkkegaard, op. cit., pp. 148-149.
- (39) Tajārib, II, 97 (Tajārib F., VI, 137)。
- (40) Løkkegaard によれば, tāni は dihqān と共にイスラム以前からの存在で
あるとされているが, 典拠は示されていない (op. cit., pp. 67, 169-170)。
- (41) Tajārib, I, 29-30; Wuzarā', 372-373.
- (42) Wuzarā', 363.
- (43) Faraj, II, 298-299; Tajārib, II, 175-176; Būzjāni, 316-323; Mafātiḥ,
60; Wuzarā', 66. cf. Løkkegaard, op. cit., pp. 67, 91, 169-170. なお, 佐藤
圭四郎氏は「在地農民を意味する tāni という語には大小の地主より小作人に及
ぶ多様な農民の各層が概念内容として包含されている」と述べているが(「アッ
バース朝中期の土地所有形態」『文化』28-9, 1965年, 390頁), tāni が小作人
であることを直接示す史料は見当たらない。
- (44) Nishwār, VIII, 46. なお, Baradān 村は Dujayl 地方のむら(qarya)で,
バグダードから 7 farsakh の距離にあった(Yāqūt, I, 375)。また Hilāl al-Ṣābi
は, カリフ Mu'taḍid 時代の上流階級 (khawāṣṣ al-nās) には, wazīr や amir
以外に, tunnā' や tujjār も含まれていたと述べている(Rusūm, 21)。
- (45) E. Ashtor, A Social and Economic History of the Near East in the
Middle Ages (California, 1976) p. 155. なお tāni のなかには, ダイア近くの
町に住む者もあった (Yāqūt, IV, 365)。
- (46) A.A. al-Dūrī, Ta'rikh al-'Irāq, p. 59; id., The Origins, p. 9; Løkkeg-
aard, op. cit., pp. 76, 95-96, 139, 168-169; A.K.S. Lambton, Landlord and
Peasant in Persia, London, 1953) pp. 13-14; EIⁿ, s.v. DIHQĀN; 嶋田襄

平『イスラムの国家と社会』191-192頁。

- (47) Ta'rikh al-Ya'qūbī, II, 415.
- (48) Wuzarā', 278-279.
- (49) Ta'rikh al-Wāsiṭ, 290.
- (50) Nishwār, VIII, 158-159; Faraj, I, 57-58. Faraj は Ibn Marwān の取り分権を ḥaqq al-dahqana と表現しているが、同じ著者の Nishwār ではダイア所有者の取り分権を意味する ḥaqq al-raqaba の語が用いられている。
- (51) 347年, Mu'izz al-Dawla が Atrāk を Wāsiṭ, Baṣra, Ahwāz 地方に派遣して、俸給分の金額を取得するように指示したことをさす。これを tasbīb という (Tajārib, II, 173-174)。本論文では後述 (II-2を参照)。
- (52) Tajārib, II, 175 (Tajārib F., VI, 232-233).
- (53) 前掲拙稿「イクター制成立史の研究」57頁。
- (54) Abū Shujā', 47-48.
- (55) Muntazam, VII, 290-291. Muhadhdhab al-Dawla Abū al-Ḥasan 'Ali b. Naṣr は、373年に Shāhin 家の後を継いで Baṭiḥa を支配した 'Ali al-Muẓaffar の甥で、376年, al-Muẓaffar からその支配権を譲り受けた (Kāmil, IX, 30-31, 50)。394年には Abū al-'Abbās b. Wāsiṭ に Baṭiḥa を奪れたが、翌年これを奪回し (Kāmil, IX, 180, 183), 408年に没するまで ṣāhib al-Baṭiḥa の地位を保持した (Kāmil, IX, 302)。そのイクター収入は小麦9,600 kurr, 大麦13,370 kurr, 米8,000 kurr, 現金175万 (dirham?) に達したと伝えられる (Muntazam, VII, 290-291)。cf. Su'lāt, 5.
- (56) イラク以外の地域については、Nishwār, III, 173; Ta'rikh-i Qumm, 187 を参照。
- (57) Tajārib, II, 98 (Tajārib F., VI, 138).
- (58) Mafātiḥ, 60. Løkkegaard, op. cit., p. 60; Cahen, L'évolution, p. 28.
- (59) Cahen, L'évolution, p. 34.
- (60) Tajārib, II, 314 (Tajārib F., VI, 398).
- (61) Tajārib, II, 162; Mukhtār, 43f. M. Kabir, The Buwayhid Dynasty of Baghdād (Calcutta, 1964) p. 12. C.E. Bosworth, Military Organisation, p. 155.
- (62) Tajārib, II, 173.
- (63) Tajārib, II, 173-174 (Tajārib F., VI, 230).
- (64) Tajārib, I, 70, 164, 213, 329. cf. Løkkegaard, op. cit., p. 63.
- (65) Mafātiḥ, 62. cf. C.E. Bosworth, Abū 'Abd Allah al-Khwārazmī, pp. 139-140.

- (66) A.A. al-Dūri, *The Origins*, p. 15.
- (67) Ashtor によれば、10世紀初めには小麦100kg が1.36 dinār であったが、11世紀には0.75 dinār に下落していた (*Histoire des prix et des salaires dans l'Orient médiéval*, Paris, 1969, p. 45; id., *A Social and Economic History*, p. 169)。これにもとづいて、10世紀半ば前後の物価を小麦100kg 当り約1 dinār と推定した。
- (68) 例えば 356 年、事実上の wazir として国政を担当した Abū al-Faḍl al-'Abbāsī の要請を受けたペルシア人の官僚 Shirzād b. Surkhāb は、「kharāj を解放して Daylam 人に約束の俸給を支払う努力をし、また Atrak の tasbibāt (tasbib の複数) を満たすために、彼らを諸地方に派遣した。これによって彼らの要求は完全に満たされた」という (*Tajārib*, II, 237)。
- (69) *Tajārib*, II, 174 (*Tajārib F.*, VI, 230-231)。
- (70) E. Ashtor, *A Social and Economic History*, p. 178; H. Busse, *Chalif und Großkönig*, p. 340.
- (71) E. Ashtor, *Un mouvement migratoire au haut moyen age* (*Annales: ESC.*, vol. 27, 1972); id., *A Social and Economic History*, pp. 168f.
- (72) A.A. al-Dūri, *Ta'rikh al-'Irāq*, pp. 133-138; G. Le Strange, *The Lands of the Eastern Caliphate* (London, 1905) pp. 81-82.
- (73) 特にブワイフ朝時代の商人については、例えば *Ta'rikh Baghdād*, II, 354; III, 312, 313, 365, 409; IV, 18-20, 56-57, 110-111, 294-295, 319-320; V, 45, 96; VI, 170-171; VII, 50-51; XI, 330, 403を参照。
- (74) *Muntaẓam*, VI, 51; *Ta'rikh Baghdād*, X, 422; XIV, 124-126; *Nishwār*, III, 60; *Akhbār al-Rāḍi*, 213.
- (75) *Ḥudūd*, 151; *Muqaddasī*, 118-119; *Ibn Ḥawqal*, 214.
- (76) *Khurdādhbeh*, 10-12; *Muqaddasī*, 128-129; *Ibn Waḥshiya*, 16^r; *Wuzarā'*, 257-258; *Muntaẓam*, VI, 330; *Nishwār*, VIII, 158-159. cf. M. Canard, *Le riz dans le Orient aux premiers siècle de l'Islam* (*Arabica*, vol. 6, 1959) pp. 113-131; S.A. al-'Alī, *Miṅṭaqa Wāsiṭ* (*Sūmer*, vol. 27, 1971) pp. 154-155; A.A. al-Dūri, *Ta'rikh al-'Irāq*, pp. 67-69; A. Mez, *Die Renaissance des Islams* (Heidelberg, 1922) p. 405; M. M. Ahsan, *Social Life under the Abbasids* (London and New York, 1979) pp. 90-92.
- (77) *Ta'rikh Baghdād*, III, 354; X, 287; XI, 330.
- (78) *Idrisī*, IV, 381; *Muqaddasī*, 128-129; *Wuzarā'*, 245.
- (79) *Wuzarā'*, 245; *Tabaṣṣur*, 32; A. Mez, op. cit., p. 410.
- (80) A.A. al-Dūri, *Ta'rikh al-'Irāq*, p. 138.

- (81) Akhbār al-Rāḍī, 244. cf. A.A. al-Dūrī, Ta'rikh al-'Irāq, pp. 142-143.
- (82) Tajārib, II, 96, 98.
- (83) darāri' (durrā'a の複数) は、アッバース朝の初期以来、wazīr をはじめとする高級官僚の権威を象徴するマントであった。ただ Dozy は、ブワイフ朝の wazīr にはこれを着用する習慣がなかったとしている。cf. R. Dozy, Dictionnaire détaillé des noms des vêtements (Amsterdam, 1845, rep. Beirut) pp. 177-181; D. Sourdel, Le vizirat 'Abbāsīde de 749 à 936 (Damas, 1960) pp. 89, 423, 687. なお Dūrī は aṣḥāb al-darāri' と mutaṣarrifūn にそれぞれ書記と商人の訳語を当てているが、mutaṣarrif が商人であるかどうか疑問である。ちなみに Løkkegaard はこれを manager あるいは acting manager と英訳し (op. cit. pp. 98, 181), Lambton は district tax-collector と解釈している (op.cit., p. 435)。
- (84) Nishwār, III, 25.
- (85) Tajārib, II, 322.
- (86) Tajārib, II, 285, 310.
- (87) Takmila, 160; Tajārib, II, 260.
- (88) Tajārib, II, 260.
- (89) Tajārib, II, 267.
- (90) Abū Shujā', 83, 254, 283-284, 293; Muntazam, VIII, 38; Kāmil, IX, 126, 224, 241, 304, 306, 467-468.
- (91) Ta'rikh Hilāl al-Ṣābi, 363-365; Kāmil, IX, 126, 557-558; Abū Shujā', 283-284, 293.
- (92) これらの地方とは、Hamadhān, Astarābād, Dinawar, Qarmāsīn, Ī'ārin, Adharbayjān, Sahānin, Mūqān をさす (Mukhtār, 143)。
- (93) Mukhtār, 155-156.
- (94) Ta'rikh Hilāl al-Ṣābi, 364-365. Bādūrayā はバグダード西部にある ṭassūj の一つ (Yāqūt, I, 317; Le Strange, op. cit., pp. 66-67)。
- (95) Kāmil, VIII, 481; IX, 30-31; Muntaza', 70-71. なお 'Imrān b. Shāhīn がイクターを授与されたのは349 (960)年のことであった (Tajārib, II, 181)。
- (96) 前掲拙稿「イクター制成立史の研究」58頁。
- (97) Abū Shujā', 83.
- (98) Gharbī al-Furāt は, Sharqī al-Furāt と対をなす地理用語であるが, 当時の地理書にはほとんどあらわれない。おそらく 'Ayn al-Tamr や Qaṣr Maqātil を含むユーフラテスの西岸一帯をさしたと思われる。cf. S.A. al-'Alī, Miṭṭaqa al-Kūfa (Sūmer, vol. 21, 1965) p. 245.
- (99) Abū Shujā', 283-284, 293; Kāmil, IX, 126.

- (100) Ta'rikh Hilāl al-Šābi, 364-365.
- (101) Saqī al-Furāt とは、バグダード西方の Anbār や Hit などユーフラテス河によって灌漑される地方をさす (Yāqūt, IV, 242; H.Q. El-Samarraie, Agriculture in Iraq p. 19)。
- (102) Kāmil, IX, 235.
- (103) Nahr al-Šila, Nahr al-Faḍl は共に Wasiṭ 地方の nāhiya (地区) であった (Yāqūt, V, 321, 322)。
- (104) Kāmil, IX, 557-558.
- (105) Kāmil, IX, 55.
- (106) Kāmil, IX, 70-71.
- (107) エジプトでも遊牧アラブ ('urbān) が農村の警備と保護に当ることがしばしばあった。前掲拙稿「12～14世紀のエジプト農村社会と農民」22-23頁参照。